øF 究 日明貿易の發展につきて〈上〉

の所説(註八)を参看した所が多い。記して感謝の意 終りに本論文を草するに當り文學士伏見義夫氏

を表する。〈ハカニ六・十一・ニセ〉

正十五年八月一日 地球 第六卷第二號 大

註1 南遊紀行卷之上「山城河内和泉紀伊大和すべて五州の 内往來のみちすぢを記す

一元祿二年京より南方にゆかん こて二月十日東洞院の舍を出し

註凹 註三 古事記朝倉宮上卷 引田部赤猪子歌 久佐迦延能伊理 延能波知須波那婆知須微能佐加理毘登登母志岐呂加母 萬葉集卷四 草香江之入江二求食蓝鶴乃痛多豆多頭思

> 註五 之律(中略)却至草香津植盾而爲雄誥焉因改號其津日盾津 日本書紀卷第三 遊流而上徑至河內國草香邑青雲白肩

第一號

(五六)

今云蓼津訛也 古事記白檮原宮上卷 故從其國上行之時經浪速之波而

取所入御船之楯而下立故號其地謂楯津於今者云日下之寥 泊青雲之白肩津此時登美能那賀須泥毘古與軍待向以戰爾

註七 古事記 朝倉宮上卷 初大后坐日下之時自日下之直越

道幸行河內 萬葉集卷六 直超乃此徑爾師豆押照散雖波

註八 伏見義夫 淀川の河道の變遷 乃海跡名附家良思裳

大正十三年一月 同氏 卒業論文(原稿) 歴史で地理

日明貿易の發展につきて 止

文學博士

Ξ 浦 周 行

足利時代に日明間の外交に託して行はれた貿易

栢原氏の時代區分批判

するを例として居る。第一期は義滿の時代であつ の發展を叙するに當つて、私はこれを三期に區分

研 窕 目明貿易の發展につきて(上)

る。 つたが、 それに據ることゝなり、 の期間である。 の外交復舊から、 て應永八年に第一回の遣明船を出してから、 年に永樂條約が成立して其實施を見た期間 第二期は義發義政の時代であつて、永享四年 寬正六年から始めて天文十六年日明外交 第三期は同じく義政の時代ではあ 同六年に宣德條約が出來上つて 寳德三年の遣使に至る迄 同十 であ

の終局を告げた迄の期間である。

ては大に異議のあるを免れぬ

寺院の經營に屬して居るところの貿易の隆盛時代 迄を上期とし、 期との二大時期に別けて、永享六年から寶德三年 が、其中に永享六年から天文十六年迄を上期と下 川大内二氏の抗爭」なる長編の研究を發表された 同第二十六編に亙つて「日明勘合貿易に於ける細 栢原昌三氏がある。氏は史學雜誌第二十五編及び どされて居る。 |來足利慕府の對明貿易の時代別を試みた人に 寛正六年から天文十六年迄を下期 而して其重もなる根據は、 上期 かず

> に永享以後の時代別としても、 ては確か ることに一致が出來ても其區分の根本理由につい 足利幕府外交貿易の開始期たる義滿の時代の沒却 易衰退の時代であるといふ點にある。 であつて、下期は細川大内二氏の擅領に屬した貿 n て居 に一缺陷と謂はなければならぬ るのは、 足利時代の貿易史の時代別とし これを二期に分け 此 時 代別に 假り

Š

勘合貿易船は、 貿易船の再興してから寳德三年の航海に至る迄 營であるとの事であるが、 天龍寺等の淨財を得るを名分として發遣されたも 興福寺大乗院及び勘合貿易に歴史的勢力を有した 關係ある醍醐寺及び近畿の要港たる兵庫港 る見方であらうか。 の爲めに淨財を得るが其目的であつて、寺院の經 氏の觀察では所謂上期の日明貿易は寺院の興隆 幕府の允許を以て、 氏に從へば、 それは果して根據のあ 永享四年に 幕府と特殊の 0 領主 勘合

五七 (五七)

のであつて、それと共に航海した幕府、 日明貿易の發展につきて(上) 細川、

て、 內 本船たる寺院船に附属したものであるが、 山名、 大友氏等の貿易船は、 名分上類船とし 寬 大

て、東福寺寄進船との空名を標榜せなければなら 寺寄進船といふ空名を稱へ大内氏も亦それに對し 其權威がなかつた。 となつて、將軍は相國寺の寄進を宣言しても毫も 正六年の渡航からは、 而かも其細川氏さへ時に廣隆 專ら細川、大内二氏の抗争

て居るから、 ければならぬ。 經營の費を得る為めであつたか如何かを考察せな 日明貿易が氏の言ふが如く、 の中に三寳院文は滿濟自身當寺造營の為めとい の資を得る目的であつたと書かれて居るものは つも見當らぬ。只永享六年の社寺船を出したもの 今此見方の當否を判定するには、 其點は間違なからうけれざも今一つ 永享四年の十三社寺の中には造營 幕府の歸依深き寺院 永享寶德問 0

龍寺船の延長であると看做されたからであらう。

氏が此、 造營の爲めである丈であつて、他は何等これに言 依つて元へ渡航を命せられた天龍寺船 天龍寺造營の經費を得るの目的を以て足利直義に 居るものは、只一つ、九州探題の四號船が聖福寺 く多かつたけれごも、 なつたものであつて、永享以來の遣明 られやう。もとより社寺船を出す目的は收益を目 社寺が悉く造營費を得るの目的であつたと言ひ得 及されて居るものがない。然らば何を以て是等の ぬ。次に寶德三年の遣明船は祉寺の敷が是迄にな の参加寺院としての大栗院には其事が見えて居ら あつたと認むべき根據は頗る薄弱である。思ふに 参加社寺のすべてが悉く造營資金を得るの目的で あらば其建築費にも充てられた事ではあらうが、 的さするにあつたこと自明の理であつて、 くの如き斷定を下された 其造營の為めと明記されて のは、 暦應四年に 船 が先入主と も亦其天 必要が

なかつたのである。

得る目 又寳德三年の遣明船十艘の内で天龍寺が三艘迄も それには實際永享以後に於ても、 で 船を出 したものゝ二三のあ 寺院の造營費を つた事や、

永八 **內問題に止つたか** 府が特殊の保護を加へて居たけれざも、それは國 易として取扱はれたものであつて、 唇應の天龍 出して居る事も思合はされたであらう。 年以後の遣明船とは公私の別を始め、 一寺船 は明にあつては、 Ş 將軍の名に於て行はれ 全く一般の私貿 我國 併し乍ら でこそ慕 其 本質 た應

して 正使が天龍寺の僧道淵であつた事を以て天龍 院の淨財を得るを名分としたと見るのは全く許す はなかつた。故に天龍寺船の名に捉れ前後を混同 上に多大の徑庭があつて、決して同一視すべきで からざる誤解 應永以後の遣 である。 明船 が唇應の天龍寺船 氏は永享四年の遣明 の如 寺の 船 でき

> たことは何と解すべきであらうか。 尤も其次の寳

にも説いた如 じく貞都聞が綱司となり、 る三號船の居座となつて居たけれざも、 **德三年の遣明船には天龍** \ \ \ 天龍寺が三艘迄も船を出して居 寺の允澎が 叉増都聞が天龍寺船 正 使 それは ح なり 前 13 同

府は信濃から態、法全寺の清啓を請じて一時建仁寺 而かも更に其次の寬正六年の遣明船に至ると、 た關係上、 の禪居庵に住せしめた後、 寧ろ當然の事とせなけ 改めて正使に任命し、 ればなるまいっ

五山 相互 南禪寺の桂庵を以て其副使としたのであ に使する の禪宗から正使副使を選任したのは、 ものに 禪宗の僧侶を以てする彼我外 る。 元以來 斯く

の何 ら拔 間に密接の關係があつたからの事で、斯く地方 交の慣例に依つたのと、 擢 12 ילל した僧侶であつても正式の任命は 1. 住 持させるを要したのである。 又京都の五山と幕府との 旦五 12 ż Ш

(五九)

第一號

然らば其次の永享六年

の使が

相國寺の中誓であつ

以て観ても、

決して一天龍寺に偏

した譯でなか

研

筅

日明貿易の發展につきて(上)

歷

|史的勢力を回顧

せざる

能はずこい

は n

て居

Z 力ゞ

五九

第十二巻 研 究 日明貿易の發展につきて(上)

事で、深き意味はなかつたらう。 四年の道明船の場合は眞言の三寳院満濟に委ねら四年の道明船の場合は眞言の三寳院満濟に委ねら四年の道明船の場合は眞言の三寳院満濟に委ねら四年の道明船の場合は眞言の三寳院満濟に委ねら

る。 居るがそれは何を根據としたものであらう。 上にあつた事を認め乍ら、大名船は名分上、 した 僅に船一艘を出したに過ぎぬ。これを大名船の一 敷からいつても永享四年は十三社寺の聯合出資で あるまいが、 たる寺院船に附屬する頻船であつたと主張されて 人にして一艘を出したり、又五人にして一艘を出 次に寺院船(實は社寺船といはねばならぬが)の 栢原氏は船隻の敷に於て、大名船が寺院船 りしたものに比べるとお話にならぬ劣勢であ が既に成立たぬとすれば、此上論する迄も 恐らく此觀察は寳德三年の遣明船の 氏の 本船

一號から三號迄が皆社寺のものであつて、四號以下に大名船のある事實を見て説を立てられたのであらう。然らば永享四年の遣明船の場合に於て公方船一艘の外に僅一艘の社寺の客合船が本船であって、他の大名船三艘は何れも皆類船であつたとすると、本船一艘の不足は如何にすべきであるかほ、本船の外さ看做さなければならぬではないか。これを要するに永享から質徳迄を一期はないか。これを要するに永享から質徳迄を一期はないか。これを要するに永享から質徳迄を一期はないか。これを要するに永享から質徳之を一期はないか。これを要するに永享から質徳之を一期はないか。これを要するに永享から質徳之を一期にある。

一 時代區分の根據

に求むるところがなければなるまい。

にないが、只第一期の應永年間と第二期の永享年じた。此事情は大體前後に依つて相違のあらう筈望む為めに、經濟上多大の犧牲を拂つてこれに應望れる中種の貿易であつて、明は我海寇の取締をられた一種の貿易であつて、明は我海寇の取締を

若しくは聯合して船一艘若しくは數艘を出したの である。 るものを出すに止められ、大名及び社寺が單 船も大名船も皆均しく日本國王の船と看做 船とがある丈となつた。これとて明に行けば社寺 にするものがあつた。 王の方物もしくは附搭品さして取扱はれたさは にあつては皆日本國王の船となり、 だことは云ふ迄もあるまい。 尤もそれらの船も明 のであるから、 至つては、公方船は一艘になり、 ひ乍ら、我れにあつては確かに前者と其取扱を異 したものでは決してなく、 自費や幕府の經費のみを以て船舶及び貨物を調達 從來とても所謂公方船と稱するものでも、 つた事は前後に依つて大差を見出さぬのである。 獨り船ばかりではなく、貨物に迄も及ん 其點別に變つた事がないば 而して寳德三年の遣 大體名義上のものであ 只社寺船と大名 叉其貨物は國 週明船に かっ された 獨 りか 0

艘とした點は其重もなる變革であつた。これは我 數も前者が二艘を限つて居るのを後者が同じく三 して居たのを、 である丈で、

後者が増して三百人とし、

船隻の

間との

カゞ

出來る。

前者が我正使以下の乗員を二百人と

此前後の條約は十年に一貫の同一

宣德條約に依つた點に於て前後の時期を劃する 間には(第一)前者が永樂條約に依り、

後者

第一號 六 (X) それについて少しく説明を費さなければならぬ。

兵車耳,可玻印付赤公番鹽守做, 但窗可相專際院滿濟准后日記,永享六年二月二十五日條に

畏可相殘歟、然者尤不便ニ思食也、如何云々、被仰出、其子細ハ唐船粮米並公方樣渡御煩以下事ハ爲也不置代官於兵庫者、只令沙汰之儀、定後々無心元筋思不置代官於兵庫者、只令沙汰之儀、定後々無心元筋。

とあるのを栢原氏は解して唐船粮米とは是時兵

12 0 應永十年八月、 倉に課せんとするを言ふのであるとい させらるゝ答禮船即ち幕府貿易船の費を洛中の土 つたのは幾多の例證を舉ぐる迄もない事であるが し乍ら當時我遣明船 **公方標渡御煩以下**事とは明使の歸國を送つて渡航 庫港に碇泊した明 唐船着岸之間、 いて見た時の事を吉田家日次記(八月三日條) 我遣明船の兵庫に歸着した時義滿 便雷春等便節六艘の粮米であり、 為御覽云々、 の事を一般に唐船と稱して居 件唐船去年自日 はれた。 併

本被遣種々至實於異朝、哈無程無為之歸朝希有事

同

.伴した彼れの女の喝食を伴つて兵庫に赴いた。

明へ渡航する間の糧食の事と解せねばなるまい。を指したものであつて、其粮米とは兵庫を出でゝる。故に滿濟准后日記の場合の唐船も亦我遣明船敷、」とあるは最も明白にこれを立證するものであ

に出行する時の經費と解するの外なからう。而し軍義教の事であつて、渡御の煩とは義教が何所か原氏の解釋である。所謂公方樣は言ふ迄もなく將

文に對して明に對する我答禮船の經費と看做す栢

それよりも奇怪なのは公方様渡御順以下事云

なの

義滿 共に兵庫に安着した時には、義滿 見て居る。 に着いた時は京都から熊々兵庫に出向いて其船を 船を見物に兵庫に下向するのは義濲ばかりでなく て前掲滿濟准后日記の前後の文を参照すれば、 れが兵庫を指して居ること更に疑を容れ に出行する時の經費と解するの外なか の如きも我遣明船が海上恙なく歸朝 應永十年八月に我遣 が其 阴 船 頃 カ> よく 明 ກີ 使 して兵庫 旅行に 0) 船 遣 m 明 Z ح

庫に出 それ して れは裏松重光等を帶同して行つた。 は最後の見物である。 が先例となつて、 懸けて居る。 應永十四年(七月)の如きは彼 其後も同じ場合には態々兵 義数が義滿に倣 z n カゞ 彼 つて n

との外交を復舊した場合、

遣

)明船

の歸朝を兵庫

役の事である。

朋

حح

300 S 船 云 出でゝ迎へたのは亦一に義滿に倣つたものに外な ところの往復の旅費を京都の土倉に於て負擔する の事とは全然無關係であつて、全く將軍が我遣 の歸着を迎へる為めに京都から態々兵庫に赴く Þ の文は栢原氏 然らば滿濟准后日記の公方樣渡御煩以下事 の解された如く我遣明船 の經費 明

こさを意味したものである。 其營業者には富豪が多か た土倉の營業税である。 あらゆる社 る約は音通の役であつて、 のである丈に、 會階級の 最も多くの收益を舉げた 金融機關として調質が 土倉は當時貴賤を問 つた。收入に渇した幕府 土倉役又倉役ともい 文中洛中土澱約とあ られた もので はず

研

窕

日明貿易の發展につきて(上)

第

號

六三

0)

して一年十二回 義滿の時 は彼等に對して多額の課税をなして財源に充てた の財政當局者は如何にしてこれを見遁さう。 1: 四季に . ح い課した な うた ح ものが、 ķ は n. 義敎 る 0 めの時に は い即ち此れ は増 幕府

結果は當然幕府の收入減となつたから、 大の損害を土倉に加へ、 契約を破棄する為 も此時代の名物たる德政一揆は土倉に對する貸借 名と共に土倉に向つて御用金を課して居る。 ば御用金の如きもの であつ たらう である。 斯る經費を課するの不合理なるは言 般の營業税を以て目す 場合幕府の當路者が土倉を保護して彼等の蒙る の幕府は臨時多額の經費を要した場合に、 單なる民間の金融機關たる京都の土倉に向つて 故にこれは名は土倉役では めに、 土倉營業の不振を來 群衆の暴動 べきもの はで か。 0 E あるけ ふ迄も 依 實際此 י ס つて屢多 揆蜂起 ġί な m ごも い事

代

巨頭たる 自家の財源擁護の用意に出でたものと見るべきで 納錢方御倉卽ち御倉奉行さして將軍の財政上收支 た。土倉の組合は當時土倉一衆といは て、其歡心を結んで置くの利益を痛感しつゝあつ ある。從つて土倉としても常に幕府の御用を務め 經營たる日明貿易について、 此種の土倉と解したい(李氏實錄)。されば將軍の 也、國無府庫、只令富人支待」云々とい H 十六日、 の事務を取扱つて居た。(蔭凉軒日錄寬正四年八月 も必ず行はれたであらう。私は朝鮮世宗王の二年 (我應永二十七年)七月に日本から歸つて復命した き損害から免れさせやうと努力したのは、全く 、本國回禮使通事尹仁甫が「御所者、 正實、 同六年十二月卅日條) 定光、善住、 研 究 日明貿易の發展につきて(上) 遣明船の糧食や將軍 定泉の如きは慕府の 其間經費の立 つた富人を 國人指 れ、彼等の 其王 潜杯

ば將軍の貿易の資本を負擔したものである。

而 言か は

此兩人を東大寺の管領して居た兵庫南北兩關の中

の京都兵庫間の

往復の旅費を支辨したのは、

書) 斯る負擔に堪へ得たらうとは信せられぬ。殊に彼 袖であつて、 島の修築事業は正實と定光とに命じたから、速に 收支は御倉奉行としての土倉の管掌に歸 日條康富記同年四月二十九日條)御料所の租稅の 料地となつて居た。(基恒日記寳德元年四月二十六 たに於てをやっ 等土倉さ兵庫との間に密接の關係が成立つて居つ 同關を此兩人に引渡せと命じ て 居る。(東大寺文 の目的の一たる顯密の御願 怠るを責めて、幕府の兵庫關升米及び置石稅寄附 兵庫關の領主たる東大寺に向つて兵庫島の修築を ふ迄もない。而して永享五年五月二十八日、幕府は も土倉の如き營利を目的とするものが屢次無償で 抑兵庫莊は何時の頃からか幕府の直 兩人は言ふ迄もなく京都の土倉即ち倉方の領 幕府の御倉なるものである。 は寺家に保留させるが 離地た した事言 幕府は る 御

く期 の遺 北關の代官職として兵庫島の修築事業を擔當さ のである。 待され |明使船及び明の答聘使船が正に近く來舶すべ た時に當つて必要なる兵庫島の修築を これ義教の對明外交の復舊後第 回 뀬

いか

幕府の財政事務に關係して居つた兩人に

命じて其事業に當らせたものであらう。

東大寺に任せて置いては、

工事の進捗が望まれな

たの 等に對する同情か 便に思食すが如何したものであらうさの義敎の彼 共が其代官を兵庫に置かないと只今沙汰の議定め て將來心元なく怖畏相殘るべきであらうか最も不 るであらう。 往復の旅費を支辨することを京都の土倉が引受け 濟准后日記に遣明船の糧食及び將軍の京都兵庫間 き密接の 京都の土倉ご兵庫及び遣明船 は決して偶然の出來事でなか 關係が成立して居つたことを思うと、 同書には猶ほ其下文に但諸土倉の者 ら諮詢のあつた事を載せて居る どの間 つた事に思ひ當 に此くの 滿 如

> あるが、 に著 られなければ うであつたから、商人たる土倉の出資は、猶更酬 涼軒日錄文明十九年五月十八日條) 他のものは悉く寺物とするとの約束であつた。(蔭 物は寺家が悉くこれを支辨し、 龍寺から一號と三號と九號との三艘を出したので 徳三年に幕府が出した遣明船の場合について考 濟さるべき筈であつたと思はれ 庫往復の旅費とを支辨したのは、 依つて遣明船の明に渡航する迄の糧食と將軍の兵 物は皆公物として將軍の收入とするけれ るに當時は所謂公方船なるものは一艘もなく、 であつて、 今其文意を翫味するこ、京都の土倉が將軍の命令に しも土倉が辨償を求めんさして居る遣明船 日本國王の名に於て明帝に贈らるべき進 遣明船が歸朝後貿易の利 ならぬと見るが至當であらう。 る。 歸朝後明 寺家ですらさ これを後に 種の貸借關係 益に依つて が ₹ \$ ~ らの 然 天 其 返 寶 决 0) 3 5

研

究

日明貿易の發展につきて(上)

歸朝に際して兵庫に彼等の利益を代表する代官を

六五 公五

第十二卷 研 毠 日明貿易の發展につきて〈上〉

感じ疑惑を殘すは寧ろ當然であつたから將軍はそ 置かなかつたならば其貨物の保全上彼等が不安を

れを不愍に思つて適宜の處置を講ずるやう管領に

諮詢したものと解するの外はないのである。此間

事は事實であつて、永享四年の我遣明使道淵の不 題は其後如何に解決されたか、 いで居 るか、當時兵庫に將軍直轄の倉庫のあつた 明確なる記錄を缺

軍が追て何處かに寄附しやうさいつて居た事が滿 正行為から其船等は一旦兵庫の藏に沒收した上將

> 此倉庫は我遣明船の齎らし歸つた貨物を陸揚して 濟准后日記(永享六年六月九日條)に見えて居る。 一旦こゝに置いたところであつたと見える。 故に

第一號

六六

余さ

したならば、此倉庫は當然其管理に歸した上のと 若し京都土倉の代表者を兵庫に置く事さなつたと

の設備は幕府の財政上特殊の地位を占めた京都の 見るべきであらう。これを要するに、 所謂公方船

土倉なる豪商の出資に待つ事が多かつたらうと思

はれる。(本項未完)